

弁当裁判に大阪地方裁判所の判決くだる。その内容は？

弁当裁判の結果について報告いたします。日にちを経てしまいまして、申し訳ありません。

2月16日、大阪地方裁判所は、労働契約法5条にのっとり、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をする義務をNPO釜ヶ崎が負っているので、地域外作業において弁当をとって食べてもらうことを雇入れの際の条件としていることは、当然に許されるという判断をしました。

判決文の一部をじかに読んでいただくことが、もっともわかりやすいと思いますので、長くなりますが、引用します。

「…特掃事業を利用する輪番登録労働者は、高齢の失業者であり、日々の衣食住にも事欠く生活を送ってきたために、栄養状態や健康状態が良好でない者や、自ら昼食を用意するだけの所持金のない者も多数含まれている蓋然性が相当程度認められる。そして、被告は、使用者として、このような輪番登録労働者に対し、屋外作業について労務の提供を命じることになるものであるが、昼食を上記労働者の自由に委ねると、所持金のない者は昼食を持参せず、空腹のまま午後の作業に従事することとなり、それまでの栄養状態や健康状態が良好でない者が少なからずあり得ることとも相まって、上記労働者が作業中に体調不良により倒れるなどの事態が生じる可能性も高くなる。ところが地域外作業等の場合には、被告の詰所や事務所から遠いため、被告自身が対応することは容易ではなく、山間部等の場合には、救急搬送にも時間を要することとなるし、そもそも作業場所付近において昼食の調達が容易でないこともある。

このように、地域外作業等の場合には、本件特掃事業を利用する労働者の特性に照らし、昼食を労働者の任意に委ねたのでは、労働者の健康に危険が及ぶ可能性が高くなることが予測できるものというべきであるから、被告が、かかる事態が生じないようにするため、労働者が確実に昼食をとるような措置を講じることには必要性があるものと認められる。そして、当日の朝に個数を確定して注文したのでは作業場所における弁当の提供が困難であることから、定員分を前日に一括して注文

するため、地域外作業等に従事することとなる輪番登録労働者には一律に本件弁当を購入してもらうこととして、日雇労働契約を締結するに際し、同労働者とその賃金から代金を負担する形で本件弁当を購入することを条件とすること（本件前提条件）も、やむを得ないものというべきである。

他方、地域内清掃の場合は、都市部での作業であることから、労働者の体調不良に際しての対応も迅速に行うことができる上、作業場所周辺における昼食の調達も容易であるし、当日の朝に必要な数の弁当を注文しても、昼食時に労働者に提供することができることから、地域外作業等の場合のように、労働者全員に一律に本件弁当を購入してもらう必要性は高くないものといえる」

この事業は、仕事につけない高齢の日雇労働者の就労機会の確保のためですので、地域外で弁当を食べずに一日働かざるをえない人のことをふまえずに実施することはできないのです。誰もが、弁当をその日の朝に準備できるお金をもてる時が来たら、その時は、特掃は別の仕組みに切り替わっているか、なくなっているでしょう。

《ポイント》

○地域外作業の弁当の問題に端を発しましたが、裁判においては、NPO釜ヶ崎が雇入れを拒否するのが不当で、拒否された日数分の賃金相当額の損害金及び拒否されたことによって精神的苦痛を受けたことに対する慰謝料支払いを原告は求めました。労働契約がいつ成立するのか、地域外に行く場合に弁当をとらないと言う人と労働契約を結ばないことが、不法行為に当たるかどうか争点になっていきました。

○西成労働福祉センターは、仕事を紹介しているだけ。「紹介票・労働条件通知書」「紹介票」のいずれの時でも、右下に「【紹介】西成労働福祉センター」とはつきり書かれています。まず、西成労働福祉センターが雇入れる業者でないし、

代理をするわけでもないことは、釜ヶ崎の日雇労働者なら一般的な知識としてもっているものですが、今回あらためて、特掃詰所に来て、紹介された人とNPO釜ヶ崎との間で労働条件について合意がなされたときに初めて労働契約が成立することが示されました。

○原告は、地域内を選べる番号帯の時も、地域外を選んでいきます。「地域内を選べる時は地域内では働いて昼食は自分でという風にすればよいはず」ということもNPO釜ヶ崎に違法性がないという判断に考慮すべき点として示されました。

